

○ ○ ○ 会 会 則

〈名 称〉

第1条 本会は、○○○会と称する。

〈事務所〉

第2条 本会の事務所は、会長宅に置く。

〈目 的〉

第3条 本会は、○○○（種目名）を通じて会員の心身の健全な発達を図り、会員相互の親睦を深めることを目的とする。

〈事 業〉

第4条 前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. ○○○○○○○○○○○○○○
2. ○○○○○○○○○○○○○○

〈会 員〉

第5条 本会の会員は、原則として区内に住所を有し、本会の目的に賛同する者とする。

〈役 員〉

第6条 本会の役員は、次のとおりとする。任期は○年とし、再任を妨げない。
会長1名、副会長1名、会計1名、会計監査1名

第7条 役員の仕事は次のとおりである。

1. 会長は、本会を代表し、会務を統括し、会議の議長となる。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときこれを代行する。
3. 会計は、会の金銭収支を明らかにし、総会で報告する。
4. 会計監査は、会の会計を監査し、結果を総会で報告する。

〈会 議〉

第8条 本会の会議は、年1回開かれる総会と前記の役員による役員会とする。

〈会 費〉

第9条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

第10条 本会の会費は1人月額○○○円とし、毎月初めに会計へ納入する。

第11条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

〈会則の変更〉

第12条 本会則を改正しようとするときは、総会において会員の2分の1以上の同意を要する。

付 則 本会則は、平成○○年○○月○○日から施行する。